

議案第 4 4 号

教育行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則について

教育総務課

行政組織の変更に伴う、以下関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり
改廃するものとする。

NO	区分	例規名称	制定年	種別番号	担当課
1	一部改正	千曲市教育委員会組織規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 4 号	教育総務課
2	一部改正	千曲市教育委員会事務処理規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 5 号	教育総務課
3	一部改正	千曲市教育委員会文書取扱規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 7 号	教育総務課
4	一部改正	千曲市少年育成センター条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 32 号	生涯学習課
5	一部改正	千曲市体育施設予約システムの利用に関する 規則	平成 28 年	教育委員会 規則第 5 号	スポーツ 振興課
6	廃止	千曲市文化会館条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 21 号	文化課
7	廃止	千曲市博物館条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 26 号	歴史文化財 センター
8	廃止	千曲市稲荷山宿・蔵し館条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 27 号	歴史文化財 センター
9	廃止	千曲市ふる里漫画館条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 28 号	歴史文化財 センター
10	廃止	千曲市アートまちかど条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 29 号	文化課
11	廃止	千曲市スポーツ推進委員規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 34 号	スポーツ 振興課
12	廃止	千曲市体育施設条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 35 号	スポーツ 振興課
13	廃止	千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 36 号	スポーツ 振興課
14	廃止	千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 37 号	スポーツ 振興課
15	廃止	千曲市文化財保護条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 38 号	歴史文化財 センター
16	廃止	千曲市文化財調査員規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 39 号	歴史文化財 センター
17	廃止	千曲市史跡公園条例施行規則	平成 15 年	教育委員会 規則第 40 号	歴史文化財 センター

18	廃止	千曲市歴史文化財センター条例施行規則	平成 23 年	教育委員会 規則第 4 号	歴史文化財 センター
19	廃止	千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	平成 25 年	教育委員会 規則第 9 号	歴史文化財 センター
20	廃止	千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則	令和元年	教育委員会 規則第 2 号	歴史文化財 センター
21	廃止	千曲市博物館条例に規定する千曲市武水別神社 神宮松田邸所蔵資料の取扱いに関する規則	令和 4 年	教育委員会 規則第 7 号	歴史文化財 センター

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会組織規則_他20規則
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	令和7年度組織改編
提案理由 令和7年度の組織改編に伴い改廃が必要となる規則について、所要の改廃を行うものです。 本案は、対象となる21規則を「整備規則」として一括改廃します。	

教育行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(千曲市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 千曲市教育委員会組織規則（平成15年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

部	課等	係
こども・教育部	教育総務課	総務係 学校教育係 教育施設係
	生涯学習課	生涯学習係 業務係（公民館・図書館・戸倉創造館）
	第1学校給食センター	管理係 調理係
	第2学校給食センター	管理係 調理係
	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画係
	こども未来課 （こども家庭センター）	子育て支援係 こども家庭相談係
	保育課	保育・幼稚園係 保育施設係

第3条第1項の表中

「

千曲市第1学校給食センター	千曲市学校給食センター設置条例（平成15年千曲市条例第100号）等	第1学校給食センター
千曲市第2学校給食センター		第2学校給食センター
千曲市屋代公民館 千曲市埴生公民館 千曲市稲荷山公民館 千曲市八幡公民館 千曲市戸倉公民館 千曲市上山田公民館	千曲市公民館条例（平成15年千曲市条例第105号）等	生涯学習課
千曲市立更埴図書館 千曲市立戸倉図書館 千曲市立更埴西図書館	千曲市図書館条例（平成15年千曲市条例第111号）等	
千曲市戸倉創造館	千曲市戸倉創造館条例（平成17年千曲市条例第55号）等	
千曲市更埴文化会館 千曲市上山田文化会館	千曲市文化会館条例（平成15年千曲市条例第107号）等	文化課
千曲市歴史文化財センター	千曲市歴史文化財センター条例（平成23年千曲市条例第1	歴史文化財センター

	13号) 等	
千曲市森將軍塚古墳館	千曲市博物館条例 (平成15 年千曲市条例第112号) 等	
千曲市さらしなの里歴史資料館		
千曲市武水別神社神官松田邸		

」を

「

千曲市少年育成センター	千曲市少年育成センター条例 (平成 15 年千曲市条例第 118 号) 等	生涯学習課
千曲市屋代公民館 千曲市埴生公民館 千曲市稲荷山公民館 千曲市八幡公民館 千曲市戸倉公民館 千曲市上山田公民館	千曲市公民館条例 (平成 15 年千曲市条例第 105 号) 等	
千曲市立更埴図書館 千曲市立戸倉図書館 千曲市立更埴西図書館	千曲市立図書館条例 (平成 1 5 年千曲市条例第 111 号) 等	
千曲市戸倉創造館	千曲市戸倉創造館条例 (平成 17 年千曲市条例第 55 号) 等	
千曲市第 1 学校給食センター	千曲市学校給食センター設 置条例 (平成 15 年千曲市条	
千曲市第 2 学校給食センター	例第 100 号) 等	第 1 学校給食セン ター 第 2 学校給食セン ター
埴生児童センター 稲荷山児童センター 屋代児童センター 八幡児童センター 東部児童センター 戸倉児童館 更級児童館 五加児童館 上山田児童館	千曲市児童館条例 (平成 15 年千曲市条例第 133 号) 等	こども未来課
屋代保育園 あんずの里保育園 埴生保育園 杭瀬下保育園	千曲市保育所条例 (平成 15 年千曲市条例第 132 号) 等	保育課

桑原保育園		
八幡保育園		
戸倉保育園		
更級保育園		
五加保育園		
上山田保育園		

」に

改める。

第3条第2項の表を次のように改める。

名称	根拠となる条例等	所属
倉科コミュニティセンター （倉科公民館）	千曲市倉科コミュニティセン ター条例（平成15年千曲市条例 第110号）等	生涯学習課
千曲市上山田公民館力石支館	千曲市上山田公民館力石支館 条例（平成15年千曲市条例第 106号）等	
千曲市原体験の森宿泊研修施設	千曲市原体験の森宿泊研修施 設条例（平成15年千曲市条例第 119号）等	
千曲市坊城平いこいの森	千曲市坊城平いこいの森条例 （平成15年千曲市条例第120 号）等	
千曲市人権ふれあいセンター	千曲市人権ふれあいセンター 条例（平成15年千曲市条例第 145号）等	人権・男女共同 参画課
千曲市大宮集会所	千曲市人権教育集会所条例（平 成15年千曲市第116号）等	
千曲市志川集会所		
千曲市中河原集会所		
千曲市上山田集会所		
千曲市更埴子育て支援センター	千曲市子育て支援センター条 例（平成15年千曲市条例第134 号）等	こども未来課
千曲市上山田子育て支援センター		

第4条第2項の表中

「

教育機関	所長、館長
	所長補佐、副館長

「

教育機関等	所長、館長
	所長補佐、副館長

	主幹、技幹		主幹、技幹
係	係長	係、教育機関等	係長、園長

」を

」に

改める。

第5条の表中

「

図書館	司書	図書館法（昭和25年法律第118号）
	司書補	
博物館	学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）
	学芸員補	

」を

「

図書館	司書	図書館法（昭和25年法律第118号）
	司書補	

」に

改める。

第9条から第11条までの規定中「の規定による」を「に基づく」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

（人権ふれあいセンター事務分掌）

第12条 千曲市人権ふれあいセンター条例に基づく人権ふれあいセンターの事務分掌は、別表第2のとおりとする。

（子育て支援センター事務分掌）

第13条 千曲市子育て支援センター条例に基づく子育て支援センターの事務分掌は、別表第2のとおりとする。

（保育所事務分掌）

第14条 千曲市保育所条例に基づく保育所の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

第15条から第18条までを削る。

第19条中「教育部長」を「こども・教育部長」に改め、同条を第15条とし、第20条を第16条とする。

別表第1生涯学習課の部に次のように加える。

業務係（公民館）

- 1 公民館事業の企画及び調査に関すること。
- 2 社会教育事業の実施及び学習活動の推進に関すること。
- 3 運営審議会、専門部等に関すること。
- 4 分館の設置及び分館事業の指導に関すること。
- 5 各公民館事業の連絡調整に関すること。

- 6 公民館及び館が所管するコミュニティセンター又は公民館支館の管理運営並びに利用許可に関すること。

業務係（図書館）

- 1 図書館事業の企画及び調査に関すること。
- 2 図書館資料の選択、整理及び保管に関すること。
- 3 図書館利用者のための相談、閲覧及び貸し出しに関すること。
- 4 移動図書館、市民文庫等に関すること。
- 5 図書館協議会に関すること。
- 6 図書館関係団体等に関すること。
- 7 各図書館との連絡調整に関すること。
- 8 図書館の管理運営及び利用許可に関すること。

業務係（戸倉創造館）

- 1 市民の文化活動及び学習活動の推進に関すること。
- 2 戸倉創造館の管理運営及び利用許可に関すること。

別表第1 スポーツ振興課の部及び文化課の部を削り、同表第1 学校給食センターの部管理係の款5の項及び第2 学校給食センターの部管理係の款5の項中「給食物質」を「給食物資」に改め、同款に次のように加える。

- 7 学校給食費の徴収事務に関すること。

別表第1 歴史文化財センターの部を削り、同表に次のように加える。

人権・男女共同参画課

人権・男女共同参画係

- 1 人権問題に関すること。
- 2 人権とくらしに関する総合計画に関すること。
- 3 人権啓発に関すること。
- 4 人権ふれあいセンターの管理運営に関すること。
- 5 男女共同参画計画に関すること。
- 6 男女共同参画社会の実現に関すること。
- 7 課の庶務に関すること。

こども未来課

子育て支援係

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関すること。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。
- 3 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 4 子育て支援センターの運営及び施設の維持管理に関すること。
- 5 児童センター・児童館の運営及び施設の維持管理に関すること。
- 6 児童クラブの運営及び施設の維持管理に関すること。

こども家庭相談係

- 1 児童福祉法に関すること。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- 3 千曲市こども家庭センター条例（令和6年千曲市条例第3号）に定める事項に関すること。
- 4 女性相談に関すること。

保育課

保育・幼稚園係

- 1 保育所の運営に関すること。
- 2 保育の実施決定に関すること。
- 3 保育園入退園申請の受付に関すること。
- 4 保育所運営費及び徴収金に関すること。
- 5 私立保育所、私立幼稚園等に関すること。

保育施設係

- 1 保育所の維持管理に関すること。
- 2 保育所の施設整備に関すること。
- 3 子育て支援センターの施設整備に関すること。
- 4 児童センター及び児童館の施設整備に関すること。

別表第2中「第18条関係」を「第14条関係」に改め、同表学校給食センターの部から千曲市武水別神社神官松田邸の部までを削り、同表に次のように加える。

人権ふれあいセンター

- 1 人権ふれあいセンターの運営及び運営委員会に関すること。
- 2 人権ふれあいセンターの施設貸与及び維持管理に関すること。
- 3 人権教育指導に関すること。
- 4 各種相談に関すること。

保育所

- 1 公立保育園の運営に関すること。
- 2 公立保育園の施設管理に関すること。

子育て支援センター

- 1 子育て支援センターの管理運営に関すること。

（千曲市教育委員会事務処理規則の一部改正）

第2条 千曲市教育委員会事務処理規則（平成15年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第6条第3項中「教育機関」を「教育機関等」に改める。

第7条第1項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

別表第1第4号中「教育機関」を「教育機関等」に改め、同表第5号中「職員の分限」

を「分限」に改め、同表第 12 号中「、学術及び文化」を「及び学術」に改め、同表第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 3 の 1 教育長が専決する事項の項第 12 号中「教育部長」を「こども・教育部長」に改め、同表の 2 教育部長が専決する事項の項中「教育部長が専決する事項」を「こども・教育部長が専決する事項」に改め、同項第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 13 号中「教育部長」を「こども・教育部長」に改め、同号を第 12 号とする。

別表第 4 第 1 号中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表第 5 中「教育機関の長が専決する事項」を「教育機関等の長が専決する事項」に、「課長職」を「長」に改める。

(千曲市教育委員会文書取扱規則の一部改正)

第 3 条 千曲市教育委員会文書取扱規則(平成 15 年教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び文書基本分類表に関して」を削る。

本則の表を次のように改める。

文書の記号

教育総務課	教総	千曲市屋代公民館	屋公
生涯学習課	教生	千曲市埴生公民館	埴公
第 1 学校給食センター	給 1	千曲市稲荷山公民館	稲公
第 2 学校給食センター	給 2	千曲市八幡公民館	八公
人権・男女共同参画課	人権	千曲市戸倉公民館	戸公
こども未来課	未来	千曲市上山田公民館	上公
保育課	保育	千曲市立更埴図書館	更図
千曲市総合教育センター	教セ	千曲市立戸倉図書館	戸図
千曲市情報教育センター	情セ	千曲市戸倉創造館	戸創
千曲市教育相談センター	相セ		

(千曲市少年育成センター条例施行規則の一部改正)

第 4 条 千曲市少年育成センター条例施行規則(平成 15 年教育委員会規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

(千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第 5 条 千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則(平成 28 年教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「又は教育委員会が指定する指定管理者」を削り、同条第 2 項中「許可申請」を「予約」に改め、「自動的に」を削り、「次に掲げる規則」を「千曲市立学

校施設使用条例施行規則（平成 15 年千曲市教育委員会規則第 13 号。以下「施行規則」という。）」に改め、同項各号を削る。

第 2 条第 1 号中「前条第 2 項各号に掲げる規則」を「施行規則」に改める。

第 9 条から第 12 条までを削る。

第 13 条の見出し及び同条第 1 項中「学校体育施設」を「体育施設」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 教育委員会は、前項の使用予約をしようとする登録者に対して、先着順により体育施設の使用許可の仮決定を行うものとする。

第 13 条を第 9 条とする。

第 14 条第 1 項中「（第 11 条第 1 項後段において準用する第 6 条第 2 項の規定により利用者証の交付を受けた市外団体を含む。以下同じ。）は、第 10 条から前条まで」を「は、前条」に改め、同条第 2 項中「第 12 条(第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を「第 9 条第 3 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 15 条中「第 12 条」を「第 9 条第 3 項」に、「千曲市体育施設条例施行規則、千曲市立学校施設使用条例施行規則又は千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則」を「施行規則」に改め、「又は指定管理者」を削り、同条を第 11 条とする。

第 16 条第 3 号中「体育施設の利用について定める条例及び規則」を「千曲市立学校施設使用条例（平成 15 年千曲市条例第 98 号）及び施行規則」に改め、同条を第 12 条とする。

第 17 条を第 13 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 9 条関係）

施設名称	施設サブ名称
屋代小学校	体育館
	グラウンド
東小学校	体育館
	グラウンド
埴生小学校	体育館
	グラウンド
治田小学校	体育館
	グラウンド
八幡小学校	体育館
	グラウンド
戸倉小学校	体育館
更級小学校	体育館
五加小学校	体育館

	グラウンド
上山田小学校	体育館
	グラウンド
屋代中学校	体育館
	グラウンド
埴生中学校	体育館
更埴西中学校	体育館
	武道場
戸倉上山田中学校	体育館
	武道場

様式第1号中「(宛先) 千曲市教育委員会」を「(宛先) 千曲市長」に改める。

様式第2号中

「

千曲市体育施設予約システム利用について

- ・システムから施設の予約をする際は、ログイン ID とパスワードが必要です。
- ・代表者等の登録情報が変更になった場合は、速やかに千曲市スポーツ振興課へ届け出てください。
- ・迷惑メール設定をしている場合は、【@pref.nagasaki.lg.jp】のドメインを受信できるようにしてください。
- ・本登録証を紛失した場合は、千曲市スポーツ振興課へ申し出てください。登録証を再発行いたします。

」を

「

千曲市体育施設予約システム利用について

- ・システムから施設の予約をする際は、ログイン ID とパスワードが必要です。
- ・代表者等の登録情報が変更になった場合は、速やかに市に届け出てください。
- ・迷惑メール設定をしている場合は、【@pref.nagasaki.lg.jp】のドメインを受信できるようにしてください。
- ・本登録証を紛失した場合は、市に申し出てください。登録証を再発行いたします。

」に

改める。

様式第3号中「(宛先) 千曲市教育委員会」を「(宛先) 千曲市長」に改める。

(千曲市文化会館条例施行規則等の廃止)

第6条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 千曲市文化会館条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 21 号）
- (2) 千曲市博物館条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 26 号）
- (3) 千曲市稲荷山宿・蔵し館条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 27 号）
- (4) 千曲市ふる里漫画館条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 28 号）
- (5) 千曲市アートまちかど条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 29 号）
- (6) 千曲市スポーツ推進委員規則（平成 15 年教育委員会規則第 34 号）
- (7) 千曲市体育施設条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 35 号）
- (8) 千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 36 号）
- (9) 千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 37 号）
- (10) 千曲市文化財保護条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 38 号）
- (11) 千曲市文化財調査員規則（平成 15 年教育委員会規則第 39 号）
- (12) 千曲市史跡公園条例施行規則（平成 15 年教育委員会規則第 40 号）
- (13) 千曲市歴史文化財センター条例施行規則（平成 23 年教育委員会規則第 4 号）
- (14) 千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 9 号）
- (15) 千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（令和元年教育委員会規則第 2 号）
- (16) 千曲市博物館条例に規定する千曲市武水別神社神官松田邸所蔵資料の取扱いに関する規則（令和 4 年教育委員会規則第 7 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日の前日までに、第 5 条の規定による改正前の千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の規定によりなされた決定、手続その他行為については、同条の規定による改正後の千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。